

「市内飲食店応援サポート事業」第2弾を実施

－懇親会の予約金を補助し市内飲食店を支援します－

新型コロナウイルス感染症の収束が現在も見通せない中、多人数での懇親会等が自粛されており、市内の飲食店は大きな影響を受けています。

こうした状況を踏まえ、「フェニックス11+^{イレブンプラス}」の一つ、「市内飲食店応援サポート事業」を再び実施します。10月以降に開催する懇親会等の予約をした企業・団体に対し、事前に支払った予約金の一部を補助することで、市内飲食店を支援します。

【市内飲食店応援サポート補助金事業 第2弾の概要】

1. 補助対象：5人以上で懇親会等を予約した燕市内の企業・団体
※団体（自治会、PTA、各種サークルなど）の場合、団体名義の口座が必要となります。
2. 利用店舗：燕市内の飲食店・宿泊施設
＜懇親会等の開催時期＞
10月1日（金）～令和4年3月31日（木）
※感染症の状況により日程を変更する場合は、令和4年4月以降へ開催を先送りすることも可能です。
3. 補助要件：補助金の申請後、市内の飲食店・宿泊施設1店舗につき3万円以上の予約金を9月30日までに支払うこと
4. 申請期間：4月1日（木）～9月30日（木）※必着
5. 申請方法：交付申請書および通帳の写し（口座番号、口座名義人がわかるもの）を窓口または郵送にて観光振興課（3階 ③番窓口）へ提出
※申請書は、燕市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
6. 補助率：予約金額の3分の1以内
（1企業・団体あたり上限20万円）
7. 予算額：3,000万円（サポート補助金分）
8. その他：制度内容等の詳細は、燕市公式ウェブサイトにてご確認ください。



▲申請書ダウンロード

「ふるさと燕」を守ろう！

新型コロナウイルス感染症緊急対策

フェニックス11+
イレブンプラス

本件についてのお問い合わせ先
産業振興部 観光振興課：松沢
電話：0256-77-8233（直通）



燕市内飲食店応援サポート補助金

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、例年行われる多人数での懇親会等が自粛され、市内の飲食店等は売上が減少しています。

市内の飲食店等を応援するため、5人以上の懇親会等の自粛緩和が見込まれる10月以降に開催する懇親会等を予約し、飲食店等に事前に予約金を納入した企業・団体に対して、予約金の一部を補助します。

申請受付期間令和3年 **4月1日**(木) ~ 令和3年 **9月30日**(木)**懇親会等開催期間**令和3年 **10月1日**(金) ~ 令和4年 **3月31日**(木)**補助対象者**5人以上で懇親会等を予約した燕市内の企業・団体
※ 団体名義の口座を有すること（団体の例…自治会・老人会・PTA、各種サークルなど）**利用対象施設**

燕市内の飲食店・宿泊施設

補助率（額）**予約金額の3分の1以内**（1企業・団体あたり上限20万円）**対象要件**※詳細については、HPの
申請要領をご確認ください。

- 燕市内の飲食店、宿泊施設1店舗につき**3万円以上**の予約金を**9月30日までに**支払うこと。**なお、予約金の支払い前に交付申請書の提出をお願いします。**

- 懇親会等のキャンセルやプラン及び人数の変更に伴う予約金の返還はされません。**

- 補助金の対象となる懇親会等開催期間は**令和3年10月1日~令和4年3月31日**です。**ただし、感染症の影響により、懇親会等の日程を変更する場合は、令和4年4月以降へ先送りも可とします。**

- 宿泊費は対象外とします。

提出書類

- ①交付申請書
- ②通帳（口座番号、口座名義人がわかる部分）の写し
※納税情報の照会を許諾しない場合は**納税証明書**が必要です。

その他

- 予約した懇親会等が終了した後に、実績報告書を提出していただきます。
- 予約した後に懇親会等の開催が不可能となった場合の補償はいたしません。

市のホームページから申請書をダウンロードし、
必要書類を添えて窓口か郵送にて申請してください

**① 窓口**燕市役所 3階
観光振興課（23番窓口）**② 郵送**宛先：〒959-0295
燕市吉田西太田1934番地
燕市産業振興部観光振興課 宛

申請書のダウンロードはこちらから

⇒ URL : https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/sangyo_shinko/1/9290.html**申請期限 9月30日**(木) 【必着】